

未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策(抜粋)

(1) 未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の実施

関係省庁連携の下、幼稚園、保育所、認定こども園等の未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等の安全を確保する。このため、幼稚園、保育所、認定こども園等のほか、その所管機関や道路管理者、警察等の連携・協力により、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等の緊急安全点検を本年9月末までに実施し、所管機関において、本年10月中に結果の概要を集約する。これを踏まえ、関係機関等において 対策を具体化し、本年度内から順次対策に着手し、着実に必要な対策を推進する。

(2) 子供の安全な通行を確保するための道路交通安全環境の整備の推進

緊急安全点検の結果を踏まえ、交通安全施設等の整備等着手可能な事業から早急に道路交通環境の整備を進める。

○安心安全な歩行空間の整備

交通安全施設等の整備強化に加え、歩道の設置・拡充、歩行者と自動車・自転車の利用空間の分離、防護柵の設置、無電柱化、踏切対策、環状交差点化等により安全・安心な歩行空間の整備を進める。

緊急性の高い箇所については、経路の見直しも含め早急に対策に着手するとともに、緊急安全点検を受けて、所管機関等において、本年10月中に対策が必要な箇所数等を取りまとめる。これをもとに本年度内に本格対策着手、可能な限り短い年数での対策完了を目指す。

○ゾーン30はじめ生活道路の交通安全

ゾーン30の整備等の面的な対策を含めて必要な交通安全施設等の整備等を推進するとともに、ゾーン30と連携したハンプ、狭さくの設置等のエリアとしての速度抑制等の対策をETC2.0等のデータを活用して効果的に実施する。

○幹線道路と生活道路のエリアの機能分化

交差点改良や改築等の幹線道路対策による生活道路と幹線道路の機能分化等を推進する。

(3) 地域ぐるみで子供を見守るための対策等 (略)

(4) 小学校の通学路の合同点検 (略)

高等教育の修学支援新制度について（実施時期：令和2年4月1日／通常国会で法成立：令和元年5月10日）

【通し番号224】【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日関係閣僚合意）より】

* 政省令：令和元年6月28日公布

- 【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充
 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 （（令和2年度の在学学生（既入学者も含む）から対象））
 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

所要額（試算） 約7,600億円
 （国：約7,100億円 地方：約500億円）

※支援対象となる低所得世帯の生徒の高等教育進学率が全世帯平均（約80%）まで上昇した場合の試算

当面のスケジュール

令和元年 6月 予約採用の手続開始
 9月20日頃 対象大学等の公表
 令和2年 4月以降 学生への支援開始

授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

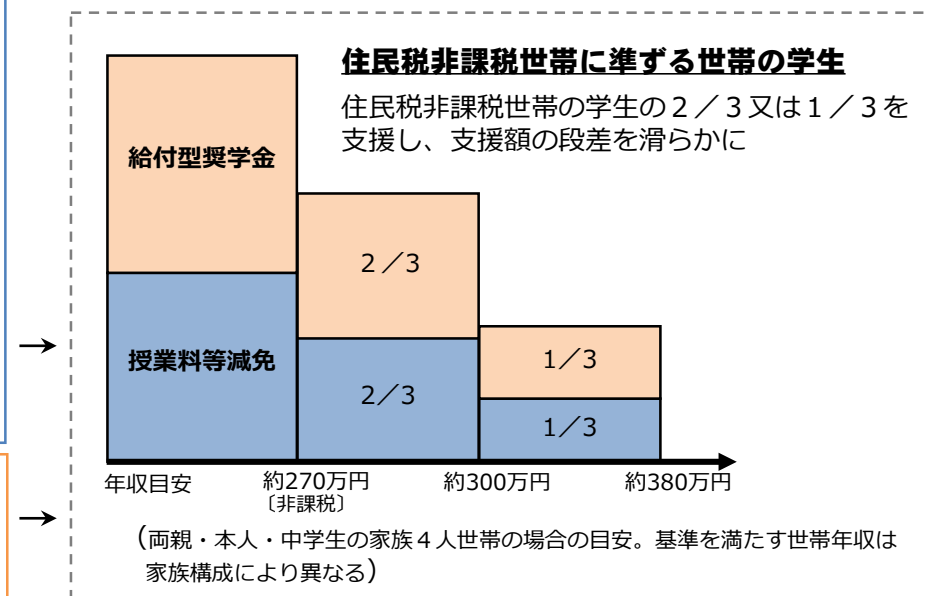
	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
 ○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立	高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立	高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

背景・課題

- 諸外国と比べて政治参画や経済参画全般、教育分野でも男女間格差が大きく、ジェンダー・ギャップ指数は低い
- 就労の場等のみならず、学校現場においても、無意識に男女の役割に対する固定的な価値観を与えることがあるとの指摘
- 次世代の若者、学校教育段階の子供たちへの働きかけやこれを担う教員の意識改革は国全体で取り組む喫緊の課題

ジェンダー・ギャップ指数(2018)

経済、教育、保健、政治の各分野について
各国の社会進出における男女格差を示す指標
日本：110位／149か国

出典：世界経済フォーラム（WEF）

取組の必要性

- 次世代の若者が、各人の生き方、能力、適性を考え固定的な性別役割分担等にとらわれずに、主体的に進路や職業を選択する能力・態度を身に付けるような指導を行うことができるよう促すとともに、情報提供及び基盤整備の充実が必要

第4次男女共同参画基本計画 具体的取組

- 第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
- 3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- イ 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会

- 子供の頃から男女共同参画の視点に立ち、ライフプランニングを踏まえた総合的なキャリア教育の推進
- 固定的な性別による考え方にとらわれることなく、生徒が主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるような指導
- 女子学生等を対象とした人材育成プログラムの開発・実施

女性活躍加速のための重点方針2019（令和元年6月18日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）

- 学校教育段階からのキャリア形成に係る学びへの対応
次世代を担う若者が、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに主体的に多様な進路を選択することができるよう、学校教育段階から男女共同参画意識の醸成を図るため、**学校で活用できるライフプランニング教育プログラムを開発**する。
- 学校現場等におけるいわゆる「無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）」への対応
特に学校現場において、児童生徒等が自身のライフキャリアを固定的な性別役割分担にとらわれず考えられるようにするため、**指導的立場にある教員が自身の「無意識の偏見」に気付くための教員研修プログラムを開発**する。

事業概要

ライフプランニング教育プログラムの開発

高校生・大学生の若者が各人の能力や適性、学びや職業、ライフイベント等を総合的に考え、主体的に将来を選択する能力・態度を身に付ける教育機会を充実するため、高校・大学における実証事業を通じて、学校現場等において広く普及し、活用できる教育プログラムを開発する。

※2019年度：高校生・大学生を対象としたライフプランニング教育プログラムを開発。高校・大学において試行・検証。

成果

・高校生・大学生を対象としたライフプランニング教育のモデルカリキュラム

男女共同参画の推進に向けた教員研修モデルプログラムの開発

児童生徒等が自身の将来を固定的な性別役割分担にとらわれず考えられるようにするため、2019年度に実施した研修事例等の収集や全国の中学校・高校を対象とした実態調査のデータ等を活用し、教員が学校現場で生じるバイアスのケース等について理解を深め、指導に役立つ気付きを得るための教員研修のモデルプログラムを開発する。

また、開発にあたり、全国でモデルプログラムを用いた教員研修を開催し、実証を行う。

※2019年度：教員研修モデルプログラムの開発に資する、国内外の男女共同参画の推進に係る先進的な研修事例等の収集、中学・高校を対象とした実態調査の実施及び分析。

成果

・教員研修のモデルプログラム

背景・課題

- 諸外国と比べて政治参画や経済参画全般、教育分野でも男女間格差が大きく、ジェンダー・ギャップ指数は低い
- 就労の場等のみならず、学校現場においても、無意識に男女の役割に対する固定的な価値観を与えることがあるとの指摘
- 次世代の若者、学校教育段階の子供たちへの働きかけやこれを担う教員の意識改革は国全体で取り組む喫緊の課題

ジェンダー・ギャップ指数(2018)

経済、教育、保健、政治の各分野について
各国の社会進出における男女格差を示す指標
日本：110位／149か国

出典：世界経済フォーラム（WEF）

取組の必要性

- 次世代の若者が、各人の生き方、能力、適性を考え固定的な性別役割分担等にとらわれずに、主体的に進路や職業を選択する能力・態度を身に付けるような指導を行うことができるよう促すとともに、情報提供及び基盤整備の充実が必要

第4次男女共同参画基本計画 具体的取組

- 第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
- 3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- イ 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会

- 子供の頃から男女共同参画の視点に立ち、ライフプランニングを踏まえた総合的なキャリア教育の推進
- 固定的な性別による考え方にとらわれることなく、生徒が主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるような指導
- 女子学生等を対象とした人材育成プログラムの開発・実施

女性活躍加速のための重点方針2019（令和元年6月18日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）

- 学校教育段階からのキャリア形成に係る学びへの対応
次世代を担う若者が、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに主体的に多様な進路を選択することができるよう、学校教育段階から男女共同参画意識の醸成を図るため、**学校で活用できるライフプランニング教育プログラムを開発**する。
- 学校現場等におけるいわゆる「無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）」への対応
特に学校現場において、児童生徒等が自身のライフキャリアを固定的な性別役割分担にとらわれず考えられるようにするため、**指導的立場にある教員が自身の「無意識の偏見」に気付くための教員研修プログラムを開発**する。

事業概要

ライフプランニング教育プログラムの開発

高校生・大学生の若者が各人の能力や適性、学びや職業、ライフイベント等を総合的に考え、主体的に将来を選択する能力・態度を身に付ける教育機会を充実するため、高校・大学における実証事業を通じて、学校現場等において広く普及し、活用できる教育プログラムを開発する。

※2019年度：高校生・大学生を対象としたライフプランニング教育プログラムを開発。高校・大学において試行・検証。

成果

- ・高校生・大学生を対象としたライフプランニング教育のモデルカリキュラム

男女共同参画の推進に向けた教員研修モデルプログラムの開発

児童生徒等が自身の将来を固定的な性別役割分担にとらわれず考えられるようにするため、2019年度に実施した研修事例等の収集や全国の中学校・高校を対象とした実態調査のデータ等を活用し、教員が学校現場で生じるバイアスのケース等について理解を深め、指導に役立つ気付きを得るための教員研修のモデルプログラムを開発する。

また、開発にあたり、全国でモデルプログラムを用いた教員研修を開催し、実証を行う。

※2019年度：教員研修モデルプログラムの開発に資する、国内外の男女共同参画の推進に係る先進的な研修事例等の収集、中学・高校を対象とした実態調査の実施及び分析。

成果

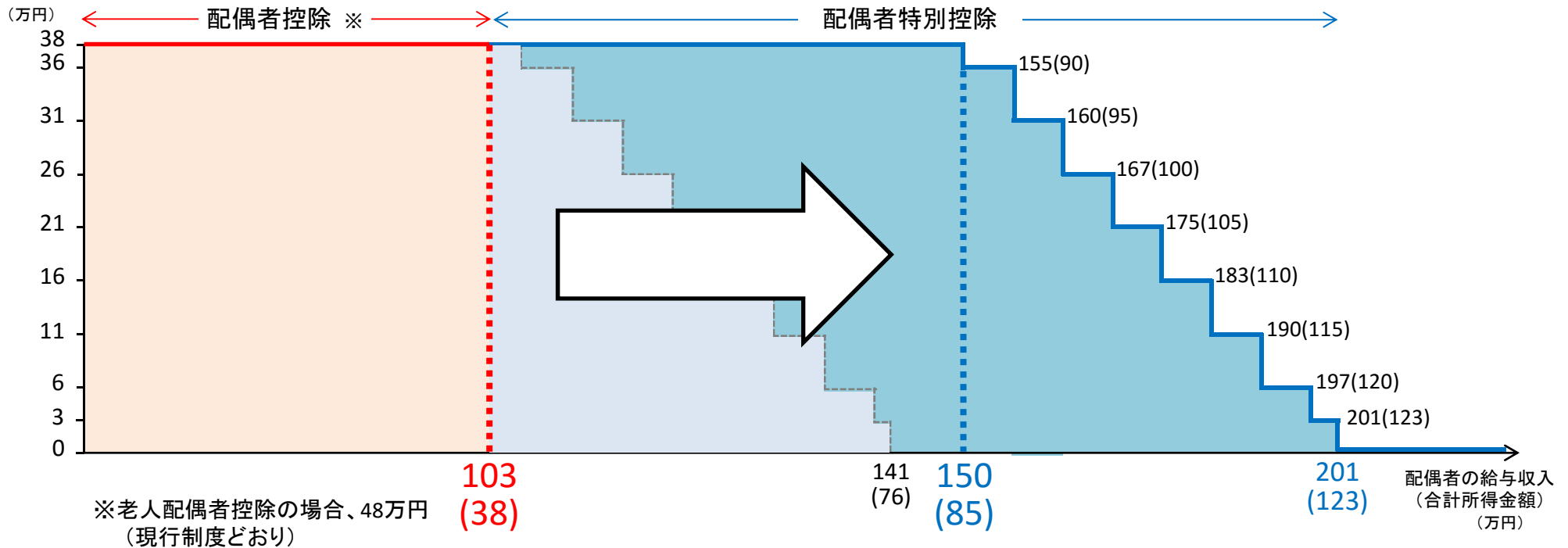
- ・教員研修のモデルプログラム

配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて（平成29年度改正）

○ 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合（合計所得金額が900万円以下の場合）

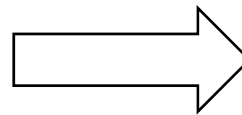
平成30年分以後の
所得税について適用

納税者本人の
受ける控除額



納税者本人の
所得制限

見直し前：なし
（配偶者特別控除は、給与1,220万円
（合計所得金額1,000万円）で消失）



見直し後：
給与**1,120万円**（合計所得金額900万円）から逡減開始し、
給与**1,220万円**（合計所得金額1,000万円）で消失

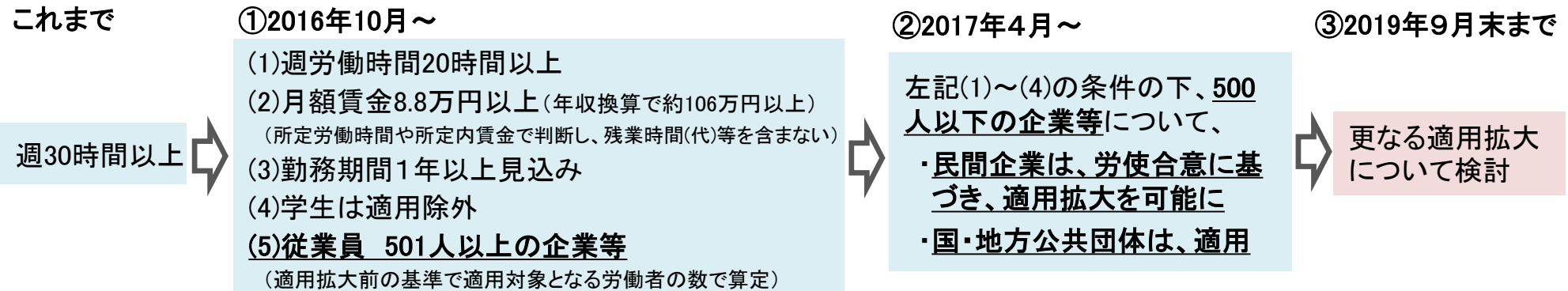
（注）納税者本人の給与収入（合計所得金額）が1,120万円（900万円）超1,220万円（1,000万円）以下の場合でも控除が受けられることとし、控除額が逡減・消失する仕組みとする。具体的には、納税者本人の給与収入（合計所得金額）が1,120万円（900万円）以下の場合の「控除額」を、納税者本人の給与収入（合計所得金額）が、①1,120～1,170万円（900～950万円）の場合には、その控除額の2/3、②1,170～1,220万円（950～1,000万円）の場合には、その控除額の1/3とし、③1,220万円（1,000万円）を超える場合には消失することとする。（控除額は1万円未満切上げ）

（※）上記の給与収入及び給与所得の金額は、平成30年度改正による給与所得控除についての基礎控除への振替及び控除額の上限の引下げ（令和2年（2020年）分以後の所得税について適用）の適用前の数字である。

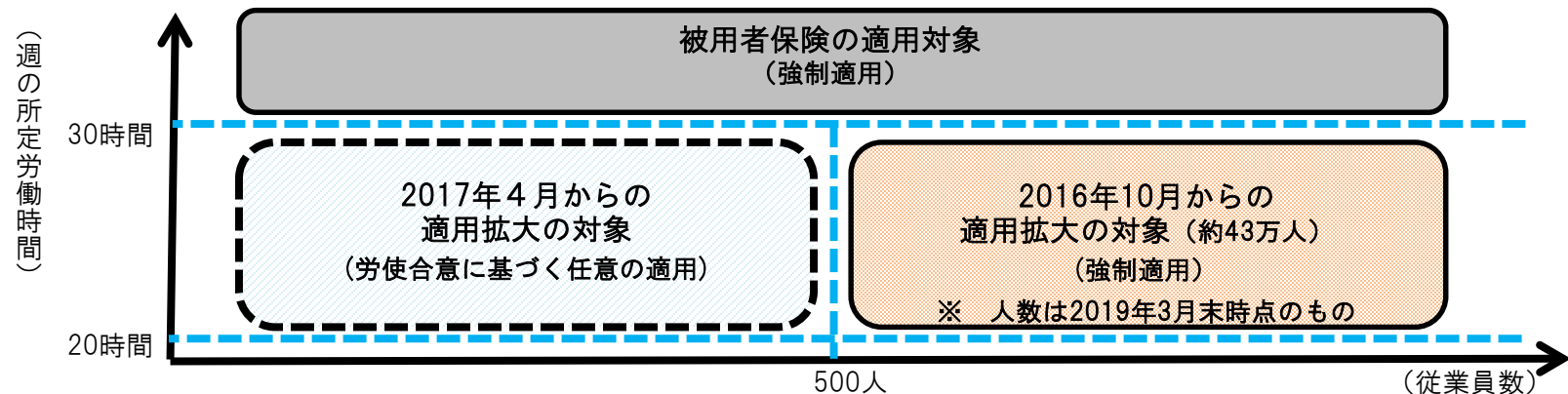
短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の概要

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険（年金・医療）の適用拡大を進めていくことが重要。

- ①（2016年10月～）501人以上の企業で、月収8.8万円以上等の要件を満たす短時間労働者に適用拡大。
- ②（2017年4月～）500人以下の企業で、労使の合意に基づき、企業単位で、短時間労働者への適用拡大を可能とする。（国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする）
- ③（2019年9月末までに）更なる適用拡大について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を実施。



<被用者保険の適用拡大のイメージ>



女性の再婚禁止期間の在り方の検討について

令和元年10月
法務省民事局

女性の再婚禁止期間の在り方の検討について

女性の再婚禁止期間の定め

- ◆ 民法第733条第1項:「女は、前婚の解消又は取消の日から起算して**100日**を経過した後でなければ、再婚することができない。」

(経緯等)

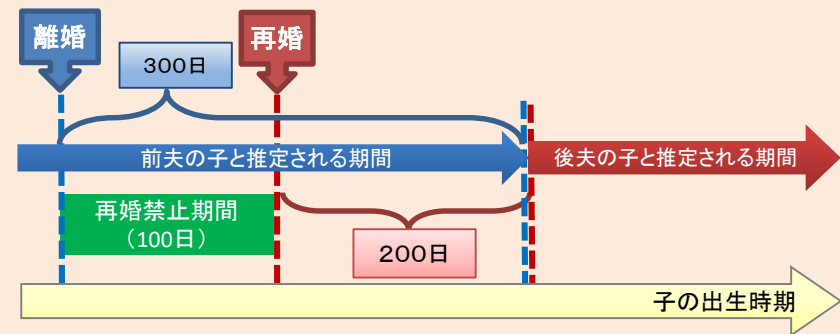
- 平成27年12月16日最高裁判決

⇒ 民法の一部を改正する法律(平成28年法律第71号。同年6月7日公布・施行)による改正

- 改正法附則第2項:「この法律の**施行後3年を目途**として、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、**再婚禁止に係る制度の在り方について検討を加える**」

再婚禁止期間の立法目的と嫡出推定(父性の推定)

- ◆ 再婚禁止期間の立法目的:
民法第772条による父性の推定の重複を回避(上記判決参照)
- ◆ 民法第772条による嫡出推定:
 - ① **離婚等の後300日以内**に生まれた子は、**前夫の子**と推定
 - ② **婚姻(再婚)の日から200日を経過した後**に生まれた子は、**夫(後夫)の子**と推定



嫡出推定制度に関する検討経緯

- ◆ 平成30年10月～令和元年7月 **嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する研究会**(座長・大村敦志学習院大学教授)において検討(令和元年7月23日、取りまとめの報告書を公表)



- ◆ 令和元年6月20日 **法制審議会に諮問**, **民法(親子法制)部会**の設置